

○平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>1 次に掲げる無線設備の操作</p> <p>(一)～(六) (略)</p> <p>(七) 簡易型船舶自動識別装置</p> <p>(八)～(十) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>一 施行規則第三十三条第六号(3)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>1 次に掲げる無線設備の操作</p> <p>(一)～(六) (略)</p> <p>(七)～(十) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>